

二 事業並側

名 称 石森備油醸造工場

事業主 石森清兵衛

資本金 三十万円

事業 備油醸造販賣

企業系統 +

使用労働者 二十五名

三 労働者側

労働参加者 十一名

総務労働組合 剛果合同労働組合

労働参加者中組合加入者 全一員

四 労働発生時期 五月八日午後一時

五 労働発生原因

財界不況ニヨル事業不振ニヨリ従事従業員ニ月給一月五十銭
(一週分)ノ外手当金トシテ一月五十銭也シ支給シ来レリシ五
日ヨリ之ヲ撤廃スヘキ旨申渡シタルニ由ル
六 要取手取並甘ノ交渉状況

九日手當金ノ撤廃ノ即時取消スコト外八項ニ亙ル要取書(別
紙)ヲ手交シ回谷ヲ迫リタルカ事業主ハ之シ一蹴シ再会シ約
セリ

七 経 過

八日午後一時工場ヲ引揚ケタル前記十一名ハ中野町四二〇〇
番地空家一戸シ借り受ケテ労働団本部トシテ対策協議中ニシ
テ中野町諸石ト訴ふレト願スルビラ約一千枚ヲ附近住民ニ
配布シタルカ事業主ハ罷業決行後難後夫トシテ常時使用中ノ
三名ト店員共ノ他約七名ニテ辛クシテ事業繼續シ居レルカ或
ハ近シ事業主団体シ中野工業協会ノ調停ヲ見ルニ非ズト